

1920-30年代の満洲公学堂教員の意識変容

—教育雑誌『南満教育』の分析を中心に—

教育学コース 山 本 一 生

The Transfiguration of "Kogakudo" Teacher's Attitude in Manchuria, 1920s-1930s:
An Analysis on "Nanman Kyoiku (South Manchuria Education)"

Issei YAMAMOTO

After Russo-Japanese War, many Japanese went to Manchuria. Among them, there were Japanese teachers who taught in Kogakudo, which was the schools that local Chinese pupils commuted. Through research, I obtained perspectives on how the Manchurian Incident affected Kogakudo teacher's attitude. And I tried to describe the difference between the teachers who belonged to South Manchurian Railway and those who belonged to Kantoshu.

目 次

はじめに

第一章 満洲の教員

第二章 満鉄公学堂教育の存在意義

第三章 関東州公学堂教育の存在意義

結論

はじめに

日露戦争後日本がロシア帝国から取得した権益は、満洲¹⁾では遼東半島の南端の関東州の租借権と、長春以南の東支鉄道南部支線の租借権であった。東支鉄道南部支線を運営する為に設立されたのが南満洲鉄道株式会社(以下満鉄)であった。関東州の面積は3462平方キロメートルで、奈良県ほどの大きさであった²⁾。丘陵が多くて平地が狭く、河川も狭い。ただし海岸線の出入りが多く、旅順や大連といった港が発達した。また満鉄は関東州外に298平方キロメートルの附属地を経営していた。満洲の日本人はこのごく狭い地域に集中していた。塚瀬進は満洲事変前の在満日本人社会は中国側の生活空間では経済活動ができなかつたために満洲権益内に閉じこもって中国人労働者に依存するいびつな構造の社会になったと指摘した³⁾。また満洲国建国後も日本人は周囲に暮らす中国人などの異民族に無関心であり、満洲国政府も民族間の相違を埋める努力をしなかつたために、民族協和は「見果てぬ夢」では

なく、「単なる夢」に過ぎなかつたと指摘した⁴⁾。そして塚瀬は「中国人や中国社会に目を向ける日本人はほとんどいなかつた」といい⁵⁾、満洲国建国後の現地人教育⁶⁾で求められた「満洲国国民」像とは日本の素養を習得した延長線上にあつたと指摘した⁷⁾。ただし塚瀬の研究はその現地人教育の担い手がどのような意識で教育を行っていたのかという視点が考慮されているとは言い難い。

そこで本稿は公学堂教員の意識に注目し、彼らの視点から公学堂教育の目的がどのように変化したか分析する。特に満洲事変とそれに引き続く満洲国建国が、現地人小学校である公学堂の教員の意識にどのような影響を与えたのか考察する。また満洲の教育は満鉄が経営した附属地の公学堂教育と、租借地である関東州での公学堂教育に分けられるが、満洲事変の影響が両者の間でどのように異なっていたのか分析する。

本稿で用いる資料は、南満洲教育会発行の『南満教育』に掲載された満洲教員の論考である。この雑誌を分析する理由は第一に、当時の満洲教育界の代表的な教育雑誌であり、ある程度通年でそろっているからである。第二に、関東庁所属の教員と満鉄所属の教員の論考が掲載されていたからである。本論では『南満教育』の中で収集することのできた1924年から35年までを分析する⁸⁾。また制度面に関しては『満鉄附属地経営沿革全史』や『関東局施政三十年史』などの行政側の資料を用いる⁹⁾。なお資料の引用は旧字体を新字体に改める。

第一章 満洲の教員

第一節 満鉄と関東庁との教育行政上の関係

『満鉄地方行政史』¹⁰⁾では「関東州及南満洲鉄道附属地に於ける現在学制を概言すれば日本人教育、支那人教育の二大系統とする(565頁)」としている。そして「関東州内の教育施設は概ね関東庁の経営する所で、南満洲鉄道附属地の教育施設は少数の私設学校を除いては総て満鉄会社の経営に係り関東庁は之が監督をして居る」という。つまり満洲の教育は関東庁が全てを管轄していたということである。この体制は関東庁が関東州庁に改組され、在満洲日本大使館内に設置された関東局の管理下に入った1934年12月まで続いた¹¹⁾。現地人教育は1927年現在「初等教育として普通学堂、公学堂があり中等教育機関として中学校、実業学校、師範学堂(566頁)」があった。また「普通教育、実業教育は日本人分離主義を探り専門教育、高等教育は共学の制を探」っていた。つまり初等教育は民族別学校であった。また公学堂は関東州と満鉄の両方にあったが、普通学堂は関東州にしか設置されていなかった¹²⁾。小学校は尋常科が6年、高等科が2年であった。これは「内地」と同様である¹³⁾。公学堂は1923年以降、満鉄附属地と関東州ともに初等科が4年、高等科が2年であった¹⁴⁾。普通学堂は1915年以降4年制であった¹⁵⁾。また教員は小学校は日本人、公学堂は日本人と現地人であった。

第二節 公学堂教員の資格

教員の資格に関して、「満洲に在りては從来別に教員養成の機關なく学校教員は現に内地に於て教職に従事せる優良教員より採用するを例とした(567頁)」といふ。しかし関東州内では1920年に「旅順師範学堂に附属小学校教員養成部を設置し中学校卒業者若は之と同等以上の学力ある者及内地師範学校を卒業した者を入れ一年若は一年以内支那語、支那事情其の他教員たるに必要な学科を教授することとした」。また満鉄も「奉天に満洲専門学校を設け専門学校令により主として小学校教員たるに必要な学科を授」ることになった。この学校は1924年に大連で設立し、26年に奉天に移転したが、財政難と教員確保を理由に33年に廃校となつた¹⁶⁾。つまり内地の現職教員を採用する以外に、1920年代以降は満洲での師範教育があつたということである。次に教員採用資格を見てみる。現地人学校である「関東州公学堂教諭は関東州小学校訓導任用の資

(表1)関東州公学堂の状況

	学堂数	生徒数(在籍数)	教員数	所在地
1906	4	176	9	大連・金州・旅順・三浦堡
1907	3	337	18	大連・金州・旅順
1908	6	680	27	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩
1909	7	792	31	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1910	7	1250	40	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1911	7	1476	42	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1912	7	1863	59	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1913	7	2215	69	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1914	7	2098	67	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1915	7	1885	77	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1916	7	1934	71	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1917	7	2080	73	大連・金州・旅順・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1918	8	2105	80	大連・金州・旅順(2)・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1919	8	2465	79	大連・金州・旅順(2)・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1920	8	3044	94	大連・金州・旅順(2)・三浦堡・小平島・魏子窩・普蘭店
1921	8	3653	119	大連(2)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1922	9	4306	153	大連(3)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1923	10	4605	167	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1924	10	5071	191	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1925	10	5589	200	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1926	10	6277	199	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1927	10	6846	216	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1928	10	7378	224	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1929	10	7810	240	大連(4)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1930	11	8396	259	大連(5)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1931	11	8718	258	大連(5)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1932	11	9002	245	大連(5)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩
1933	11	10313	249	大連(5)・金州・旅順(3)・普蘭店・魏子窩

(表注)カッコ内の数字は公学堂数

格を有し支那語を以て教授し得べき者、支那語に通じ二年以上関東州に於て教員に従事したる者より之を任用」した。つまり関東州公学堂教諭は関東州小学校訓導になれる者か、教員免許状を有していないくても2年以上の教員としての実績がある者であった。無免許でも公学堂教諭になれたのは、それだけ中国事情に通じた教員を確保するのは難しかったためだと考えられる。

次に、関東州と満鉄附属地にあった公学堂の生徒数と教員数、所在地の変遷を『関東庁統計書』を使ってまとめた表を見てみたい¹⁷⁾。まずは関東州の公学堂の変遷を見てみる¹⁸⁾。表1によると1913年から18年にかけて在籍生徒数の増加が停滞する。その後1920年代に入ると在籍生徒数と教員数がともに増加し、満洲建国後の1933年には在籍生徒数が1万人を超える。また旅順は1919年以降、1921年以降大連に複数の公学堂が設置された。つまり都市部では複数の公学堂が設置されたのであった。また本稿の考察時期である1920年代後半から30年代前半の公学堂数は、29年までは10校、30年以降は11校であった。

では満鉄公学堂の変遷を分析する¹⁹⁾。満鉄公学堂の嚆矢は1909年に蓋平附属地に設置された蓋平公学堂である。表の公学堂の中には、小学校内に設けられた特

(表2)満鉄公学堂の状況

学年数	生徒数(在籍数)	教員数	所在地
1910 1	61	3	蓋平
1911 3	366	11	熊岳城、蓋平、遼陽
1912 6	579	22	熊岳城、蓋平、遼陽、開原、長春、鉄嶺
1913 10	937	41	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、開原、長春(2)、四平街、鐵嶺
1914 9	1012	54	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、開原、長春(2)、四平街
1915 11	1132	51	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、撫順、開原、長春(2)、四平街、鐵嶺
1916 9	947	45	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、撫順、開原、長春、四平街
1917 9	948	48	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、撫順、開原、長春、四平街
1918 11	1148	54	瓦房店、熊岳城、蓋平、遼陽、本溪湖、撫順、鐵嶺、開原、長春、四平街、公主嶺
1919 11	1217	54	寧化、瓦房店、熊岳城、遼陽、本溪湖、撫順、鐵嶺、開原、長春、四平街、公主嶺
1920 16	1579	80	大連(3)、瓦房店(3)、遼陽、奉天、本溪湖、撫順(2)、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、營口
1921 17	2071	123	大連(3)、瓦房店(3)、遼陽、奉天(2)、撫順(2)、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、牛莊
1922 18	2394	118	大連(3)、五房店(3)、遼陽(2)、鞍山、奉天(2)、撫順、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、牛莊
1923 16	2541	111	大連(3)、瓦房店(4)、遼陽(2)、鞍山、奉天、撫順、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春
1924 15	2611	104	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、撫順、開原、四平街(3)、公主嶺、長春
1925 13	2781	100	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、撫順、開原、四平街、公主嶺、長春
1926 16	3304	115	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、安東(2)、撫順、開原、四平街(2)、公主嶺、長春
1927 17	3596	116	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、安東(2)、撫順、開原、四平街(3)、公主嶺、長春
1928 19	3843	130	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、安東(5)、撫順、開原、四平街(2)、公主嶺、長春
1929 20	4172	135	大連、瓦房店(4)、大石橋、鞍山、奉天、安東(6)、撫順、開原、四平街(2)、公主嶺、長春
1930 19	4478	134	大連、瓦房店(4)、大石橋(2)、鞍山、奉天、安東(6)、撫順、開原、四平街、公主嶺、長春
1931 19	4818	144	大連、瓦房店(3)、大石橋(2)、鞍山、奉天、鳳凰城(2)、安東(3)、撫順、開原、四平街、公主嶺、長春
1932 18	5361	147	大連、瓦房店(3)、大石橋(2)、鞍山、奉天、鳳凰城(2)、安東(3)、撫順、開原、四平街、公主嶺、新京
1933 18	6358	156	大連、瓦房店(3)、大石橋(2)、鞍山、奉天、鳳凰城(2)、安東(3)、撫順、開原、四平街、公主嶺、新京

別学級や日語学堂などを含んでいるため学堂数の変遷が激しい。また、公学堂の所在地の多くは日露戦争の際に軍政署が設置された地域である²⁰⁾。学堂数が安定するのは1920年代後半のことで、19校ほどであった²¹⁾。在籍生徒数は1920年代後半に安定して増加し、満洲国建国後、若干増加率が上がる。ただし、教員数、在籍生徒数ともに関東州公学堂よりも少なかったことが特徴的である。

第二章 満鉄公学堂教育の存在意義²²⁾

本章では満洲事変とその後の満洲国建国という状況の変化が満鉄公学堂教育にどのような影響を与えたのか考察する。時期区分は以下の三つに分ける。第一に満洲事変前の1931年9月までである。第二に満洲事変から満洲国建国に至る31年9月から翌年3月までの半年である。第三に、満洲国建国後の1932年3月以降である。

第一節 満洲事変前の満鉄公学堂教育

満洲事変前では満鉄公学堂教育の目的はどのようなものだと満鉄公学堂教員は考えていたのだろうか。60号(1926年5月)で佐藤巽(開原公学堂)は「従来内地の小学校に身を奉じてゐた自分は大正十三年始めて渡満して華人教育に身を投するに及び教育の対象は同交同種の国の児童とは言へ其の國体其の国民性言語風俗等、全く国情を異にして児童の教養に当たることになつた(58頁)」と述べ、異文化の「華人」教育に当たることとなつたとしている。その教育目的は「人生のあらゆる価値を発見し創造するような自律的人格養成」だと主張した。このように特定の国民として育てるのではなく

く、抽象的に「自律的人格養成」としているところが特徴的である。

また一方で、現地人を「中国国民」として育成しようとした者もいた。66号(1926年11月)で小林治郎(長春公学堂長)は「会社中国人教育中の公学堂教育は、附属地内に居住する中国人のために(略)会社が規定する所の設立趣旨に則り、彼等を中国国民として善良なる公民に養成するにある(24頁)」と述べた。このように小林が公学堂教育の意義を明確に提示しなければならなかつたのは、満鉄内に公学堂不要論があつたからだと考えられる。126号(1933年4月)で小林が満鉄教育の回顧を書いたが、その原因は「大正十三年四月奉天省教育庁その他が、会社公学堂教育の何物たるかを実地調査研究せずして、公学堂は日本人小学校教育と同様、支邦人子弟に純然たる全学科が日本人教員により日本語教科書を使用教授せるものなりとの、皮相的曲見誤解よりして、公学堂教育は支邦に対し文化の侵略なりと叫び、教育権回収運動(8頁)」が起こつたためであつたという²³⁾。小林は「会社附属地内に居住する支邦人子弟に対し、合理的文化的教育施設をなすは、会社として当然行ふべき義務」だと教育権回収運動に反論し、さらに「附属地内支邦人教育権は、会社が附属地内に日本行政を行つする限り、会社の特有する権能にして支邦側の敢て云為すべきものにあらず」と、租借権を盾に「内政不干涉」まで主張した。66号で小林が「会社が規定する所の設立趣旨に則ることを明記したのはこのためであろう。しかしこの運動は満鉄の行政に大きな影響を与え、「大正十三年度以降満鉄附属地地方委員連合会に於ても、長春より連年公学堂廃止に関する件を提出して之れを論議保留又は否決せられ(9頁)」たという。その理由は、『満鉄教育回顧三十年』によると、「公学堂は却つて日支親善満蒙開発を阻害するものなりと信ずるを以て原則として同教育廃止を切望す」と長春地方委員が主張したからだという²⁴⁾。また1925年の上海事件に伴うボイコット事件が起ると、「会社支那人教育も会社一部幹事に放棄論さへ出て、単に長春地方委員のみを笑殺されなかつた」という²⁵⁾。さらに「大正十五年三月会社幹部更迭して以来、昭和二年九月頃には、熊岳城、公主嶺農業学校、營口、遼陽商業学校等を或いは廃校或いは改革せんとせし等、支邦情勢と呼応し、一時は会社支邦人教育放棄論まで出で(9頁)」たという。さらに長春委員は「昭和四年五月の満鉄附属地地方委員連合会の議題に於て、長春より「公学堂は却つて日支親善満蒙開発を阻害するものなりと信ずるを以つて原則として同教育廃止を切望す」

と提出(10頁)」した。この意見に対し小林は「その荒唐無稽も甚しく、しかもかかる不法不道の暴論偏見に対しては、何人も耳を籍すものなかりし」と憤りを隠さない。結局公学堂は廃止されなかつたが、なぜ長春地方委員がそれほどまで公学堂廃止を強く主張したかについては不明である。なお『満鉄教育沿革史』でも小林はこの問題を取り上げている²⁶⁾。小林は長春公学堂長だったため、おそらく地方委員と対立関係にあったと考えられる。

このように公学堂の存在意義が満鉄内でも否定されていたからこそ、「中国国民」として育成するという明確な目標がなくてはならなかつたのではないかと考えられる²⁷⁾。この危機感は時代が下るにつれ強くなり、前掲の126号で小林が「昭和六年四月一日公学堂を公学校と改め、且つ教科目名をも改正し教科書編纂にも孫文、青天白日旗等を挿入して多少の手心を加へ、以て支邦国民に順応する教育を施(11頁)」したという。公学堂を公学校とした理由は『満鉄教育沿革史』によると「現在ハ普通ノ国語中ニ之(学堂：引用者註)ヲ使用スルコトモ少ク且中国人ニ対シテ進歩的ナラサル教育ヲ施ス所ナリトノ感ヲ懷カシム」ためだという²⁸⁾。また教科目名の改正とは、中華民国が1930年8月に公布了「暫行小学課程標準」を参考にして「高級ニ在リテハ從来ノ修身科ヲ公民トシ中國文ヲ中國語、歴史地理ヲ社會トシ理科ヲ自然トシ之ニ工作ヲ新ニ加ヘ図画ヲ美術トシ、初級ニ在リテハ更ニ新ニ常識ヲ加」えたことを指している²⁹⁾。

時代が戻るが前掲の66号に新山生は「我が國は中国人子弟を何処迄教育するが可か」と題する論考を書いた。彼によると、公学堂教育の目的は「我が国人が満蒙に縦横に手を延ばすには是非とも彼等(現地人：引用者註)を開発して、それを利用(126頁)」することにあつたという。満鉄教員が現地人教育に従事していた本音であろう。あくまで日本の「満蒙開発」に利用できる人材を育成することが目的だったのである。しかし、彼であつてもすべての現地人教育を日本側が行うことはないとして、以下のように述べている。

中華民国は堂々たる独立国であるから自国子弟の教育の出来ない訳はない、百般の学芸を全部開発してやることもいらぬ。我が国が行るのは我が国に關係のある事件だけで宜しい、我が国に關係あるとは如何なる事かそれは我が国が将来国を立て行くに中国に頼らねばならぬ事が沢山ある。これを為すのに資となることをいふのである(127頁)。中華民国の国民教育まで担うつもりはないが、日本

の国益を支える人材を中国側に頼るのだという。また中華民国の国民教育との関係に言及していることから、この論考は満鉄の教員が書いたのではないかと判断した。このように、あくまで日本側が利用できる部分だけを利用しようと考えていたことが分かる。こうした部分も、満洲教員、特に中華民国の主権に囲まれていた満鉄教員の本音の一つであろうと考えられる。

第二節 滿洲事変後から満洲国建国前までの満鉄公学堂教育

1931年9月の満洲事変は満鉄公学堂の教育目的にどのような影響を与えたのだろうか。事変後最初に公学堂教育に言及したのは飯塚計作であった³⁰⁾。彼は112号(1932年1月)で「満洲人教育の新建設論」を執筆した。また飯塚の論考の特徴は『南満教育』誌上で初めて「支邦人」という意味で「満洲人」という呼称を用いたことである。これは論考の文末に「(注)満洲人とは在満支邦人の総称なり」と定義したことから分かる。それまで『南満教育』では現地人のことを「支那人」「華人」「国民党人」などと呼んでいた。飯塚以前に「満洲人」と表記したのは99号(1930年1月)の吉浦富吉の論考であり、この内で一回だけ使われた。しかも前後で「支那人」と表記していたことから、飯塚のように自覚的に「支那人＝満洲人」として使っていなかったと考えられる。一方で飯塚は「満洲人」を中華民国主権とは切り離された「支那人」として育成するつもりであったと考えられる。

飯塚によると公学堂教育は「独り悩みと努力をつづけて来たものが公学校の存在であり、二十余年間常に異端者視せられ、帝国主義侵略主義宣伝員の如く視られて来たものが公学校教員の存在であつた(32頁)」という。満鉄公学堂教育は他の満鉄教育者からは「異端者視」され、中国側からは「帝国主義侵略主義宣伝員の如く視られ」たのであった。前者については前述の公学堂不要論や吉浦のような満鉄小学校教員からの批判であったと考えられる。後者は前述の教育権回収運動を指していると考えられる。小林も126号で「この時代は本教育の最悲観的時代なりき(9頁)」「当時本教育は一部日支方面より批議論難せられ、恰も日支両国の間に板挟となり、最苦しき受難期に行詰りし感ありし(10頁)」と述べていた。これが彼ら満鉄公学堂教員にとっての1920年代であったと言える。

しかし小林は「時局の進展は吾等の生存を決して無用とせなかつた。国際正義のために闘つて來た吾等の努力を認めようとしてゐるので(32-33頁)」と、満洲事

変によって公学堂教育はようやく評価されるようになつたという。事変前は公学堂の教育目的は「吾等は喧噪を極めた公学校廃止論の中にあつて敢然と自己の信念のもとに、正しく日本を理解し得る国際的支邦人の養成につとめ(33頁)」のことであった。つまり「公学校廃止論」の中であっても親日的な現地人を養成することであった。しかし事変後、その教育目的は以下のように変化した。

排日、排外の邪道に陥つた満洲人の教育をして、国際的公民的教養の常道の教育へひきもどすことは相当至難なる事業であらう。そのためには吾々は今までとちこもつてゐた公学校の小領域から脱して三千万満洲人教育のためにたつべき時なのである。それがお互百名公学校教員の将になすべき責務である(34頁)

小林は満鉄附属地内の公学堂教育から、満洲全土にまで教育の範囲を広げ、「国際的公民的教養の常道の教育」をすべきだと主張した。しかし注意すべきはその執筆時期である。1932年1月の『南満教育』に執筆したということは、実際に執筆していたのは31年末だったと考えられる。つまり、まだこの時点では満洲国は存在しなかつたにもかかわらず「三千万満洲人教育」を志向したのである。さらにこの時満鉄公学堂教員の位置付けも変化する。「公学校教員は全満洲教育界を指導する自負と自覚を要する。従て一小公学校教育のみ云々拘泥すべき時でない(36頁)」と、満鉄公学堂教員は満鉄附属地内の教育だけでなく満鉄公学堂を基盤として満洲全土の教育を指導すべきだと主張したのであった。前述のように満鉄公学堂は附属地外の中華民国側の教育に準じていたが、満洲事変はその影響関係が逆転し、満鉄公学堂から附属地外に意識を向けるようになった。

また満洲国建国直前の満鉄公学堂教育について、115号(1932年4月)では荒木馨(撫順公学校)と伊藤徳市(瓦房店公学校)の二人が言及している。満洲国は同年3月の建国なので本号の発行は建国後であるが、荒木が「独立新興国も近く成立の曙光を見る様になりました(13頁)」と述べたために論考が建国直前に書かれたと判断した。荒木はそれまでの満鉄公学堂教育を回顧して、以下のように述べている。

熟々過去の満洲に於ける支邦人教育(支邦側経営のものも日本側経営のものも)を深く顧みるならば、其所に真の確固たる根底なく徒に他に模倣し追従して単に形態を整へることに力め、形式を備えることに尽くして来たに過ぎぬ憾があるのでは

ないか、教育の根元を何処に求めたか、理想を何処に置いたか、眞に満洲教育としての使命が自覺されていたのか、特色が現はされて居たのか、考へれば考へる程漠とした教育を施してきたような感がする(14頁)。

満洲の現地人教育は日本側も中国側も、教育としての形態を整えただけで「眞に満洲教育としての使命が自覺されて」いなかつたと荒木は批判する。

また飯塚が旧来の満鉄公学堂教育を基盤として「三千万満洲人教育」を志向したのと違い、荒木は旧来の教育と新たな教育を切り離そうと考えていたのではないかろうか。というのも、荒木が以下のように述べているからである。

今満洲に建設せられる新興国は支邦本土と同人種であり、文字を同じくするために蒙古人や西藏人が漢人種と分立する如くあらゆる点に於て支邦本土と極めて明瞭に分立することは困難があると思ふ。けれども國を立つる以上たとへ人種文字は同じくも極めて色彩の異なる文化を作らなければ独立国としての生命がない筈であるから、吾人はここに最も特種の根拠に立つ支邦本土と異なる教育を施して特種の文明を形成し思想的に明らかに分立する計画を立てねばならぬ(16頁)

満洲国はまだ「建国」されていなかつたが、「独立国」としての「生命」を持つためには「支邦本土と異なる教育を施して特種の文明を形成」すべきだというのである。そのためには中国本土とは「思想的に明らかに分立する計画を立てねばならぬ」という。満洲事変以前は中国主権に配慮して、例え前述の小林治郎は「中国国民」を育成すべきだと主張していた。しかし満洲国建国にあたって、いかに中国主権を切り離すかが喫緊の課題となつたと考えられる。そのため「満蒙は永久に満蒙である(15頁)」と満洲の独自性を強調したのである。この発想は伊藤徳市と共通する。伊藤は満洲の独自性について以下のように述べている。

抑々満蒙の地たるや元来中国の領土にあらずして幾多民族の居住し、国家の興亡相つぎ近くは露西亞に提供せられて其の主権を喪失したる地域である。而して民族主義の見地よりすれば當満洲人はたとへ一時、中国本部の人民たる漢民族の為めに経済的或は文化的に征服せられし事ありと雖も、政治的に満洲民族は漢民族の征服者にして此の満蒙の地は決して彼等漢民族の所有物ではないのである(30頁)

ここでいう「満洲人」とは、清朝を建てた満洲族の意

味であつて「支那人」ではない。伊藤はこのように歴史的に溯つて満洲の独自性を強調し、「彼等漢民族の所有物ではない」と中華民国の主権を否定した。このように中国主権を強く否定したのは、飯塚が「二十余年間常に異端者視せられ、帝国主義侵略主義宣伝員の如く視られて來た」と述べ、伊藤が「吾人は今初めて猜疑と圧迫とを脱し得た(41頁)」と述べていたように、中国側への配慮が相当に苦痛であったためであろう。それが満洲事変によって中国主権が満洲から排除されると、飯塚が「吾等の努力を認めようとしてゐる」と述べ、伊藤が「吾等中国人教育者の沈黙を破り抱負を開陳するの機会到来とも云ふべき時であつた(29頁)」と述べたように、彼らは満洲事変をあたかも天恵のごとく喜んだ。小林も126号で以下のように述べた。

九. 十八事変を一断界として、この新天地に我々の子弟など既卒卒業生及関係者の大活躍となり大貢献となり、大正十三年頃より現状維持経営の下に、この意義ある教育を持続しつつ、雄伏十年の隠忍したる今日、既往二十数年来の会社育英使命を、完全にこの新天地に達成したるは、(略)本教育関係同人同志の共に欣快悲壯として共に感懷無量とする所なり(11頁)

「現状維持経営」とは前述のように中国側に準拠した教育をしていたことを指していると考えられるが、満洲事変を「感懷無量」と歓迎している。

彼らがこのように喜んだのは公学堂教育の要であつた日本語教育の価値が変化したからだと考えられる。1910年代は「日本語絶対至上主義」であったが、第一次世界大戦終結による民族主義の勃興が満洲にも影響を及ぼした。そのため1922年度の「支那人教育主任者会議」で公学堂の日本語教育の方針が議論された³¹⁾。前述の小林長春公学堂長の前任者熊田隆は初等科の日本語を全廃すべきだと主張した。それに対し荒木馨は「支那人ノ公学堂ニ入学スル目的ハ日本語ヲ学ハンカ為」だと真っ向から対立した。結局会議では初等科3年から日本語を課すことに決定した。具体的には「従来初等科一年級ヨリ毎週八時間課シテ居タ日本語ハ初等科一二年ニ於テハ之ヲ課セス、土地ノ情況ニヨリ初等第一学年第二学年ニ於テ認可ヲ得テ課スルコトカ出来ルト規定」された³²⁾。授業数は「中国語」は1、2年次に週450分、3、4年次は週405分だったが、「日本語」は3、4年次に週270分に過ぎなかつた³³⁾。これが1920年代後半の公学堂教育における日本語教育の位置づけであった。しかし満洲事変で状況は変わる。中国語は「満洲国語」となり、1、2年は週270分、3、4

年及び高級科は315分となった。日本語は1年から課すこととなり、1年180分、2、3、4年は270分、高級科は315分となつた³⁴⁾。

荒木馨は115号で「将来の教育方針其他」として日本語拡張を取り上げ以下のように述べている。

それにしても日本語は従来より以上に一般に用ひられる時期が来たから、初等教育から高等教育迄従来外国語として課して來た英語をむしろ廢して日本語を課しその時数も従来よりは多くせねばならぬ(23頁)。

1923年以降冷遇されていた公学堂日本語教育を再興させようとしたことが分かる。また伊藤も「満蒙新国家の教育方針」として「日本語の普及をはかること」と主張している。このように、公学堂教育の要としての日本語教育に期待していたことが分かる。

では満鉄公学堂教育の位置づけはどう変化したのか。荒木は「公学校は更に優秀な教師を採用して教育上の各種調査試行をなし、実業教育の範を示し県教育の中心となり、指導の位置に立ち得る様にせねばならぬ(27-28頁)」と主張した。伊藤もまた、「公学校は其の地方教育の中心となり国民学校との連絡を密接ならしめ国民学校教員をして長期の参観研究を許すこと(42頁)」と、公学堂が満洲の中国側学校を含めて指導的立場に立つべきだと主張した。これは飯塚が「三千万満洲人教育」を志向したのと共通する。その一方で、満洲国の建国は満鉄附属地の消滅に繋がるのではないかと危惧していたことが伊藤の論考から分かる。

(満鉄経営の公学校を新国家に委任する案を否定し：引用者註)吾人は寧ろ新国家成立と共に公学校教育は益々其の重要性を發揮するものと考へてゐる、公学校今後の経営は限界を更に広くして一大飛躍を為すべきである。新国家成立のあかつき附属地内外区別の觀念は事實上に於て薄らぐならんも、さりとて附属地が消滅するとは考へられない事情にある(41頁)

飯塚の「三千万満洲人教育」のような主張をしつつも、「附属地が消滅するとは考へられない」と附属地消滅の危惧を敢えて強く否定した。伊藤が危惧した附属地の消滅は1937年のことだが、本稿ではその年の『南満教育』まで見つけることができなかつたためにこの時の危惧と比較分析することができなかつた。

第三節 満洲国建国後の満鉄公学堂教育

満洲国建国後はどうなつたのだろうか。前述の126号で小林治郎は新京公学校長となつてゐた。これは満洲

国建国に伴って長春が新京と名を変えたためであった。つまり小林は満洲国建国を挟んで同じ学校の校長をしていたこととなる。では小林は満鉄公学堂教育の目標を、どのように考えていたのだろうか。

我会社は我同人は、満洲国文教部当局及その関係教職員と、真にとなり、日満死生を共にするの決心を以て、本教育の意義ある進展拡充を策し、満洲国の新文化を創造し東亜の理想郷建設に貢献せんことは、吾人文教関係者畢生の使命天職なりと確信す(11頁)

満鉄公学堂教員は満洲国と「一心同体」になって「東亜の理想郷建設に貢献」すべきだ、と小林は考えていた。このように満洲国との一体性を強調していたことが注目される。附属地外の主権が中華民国から「親日」的な満洲国になることで、附属地外との親和性が強まつた。

こうした発想に近い論考として、一年後の135号(1934年2月)に掲載された林克馬(公主嶺公学校)「公学校訓育論」がある。これは南満洲教育会主催の懸賞論文の入選作である。テーマは「学校訓育」であった。林は満鉄公学堂教育の意義を以下のように書いている。

日本国家が満洲国に対する態度に従つて私共も又国家の満洲に対する新しく尊い使命を実現し得る立場にあるではないか。しかも直接に人格の接触によつて満人の子弟を教育することの出来るものは私共をおいて他に多くを見ない。教育はそして幼少の頃を以て最も重視すべきの時期とする、然らば私共の一言一句は凡て我が国家の意志を代表して彼等子弟に伝へるものであると考へるが至当ではあるまいか。而かも公学校は日満の教師の共同生活であつて、日満親善、共存共榮の典型である。私共はこの天賦の位置と責任に目覚めて卒先して模範を示し私共に則らしめねばならない(51-52頁)。

「日満親善」を根拠に日本の代表として満鉄公学堂教員を位置付けている。そして「私共の一言一句は凡て我が国家の意志を代表して彼等子弟に伝へる」ことが初等教育機関としての公学堂の役割だというのである。さらに公学堂は「日満の教師の共同生活」なので、「日満親善」の典型だと考えていたのである。小林は満鉄と満洲国との一体性を強調したが、林はさらに満洲国と日本との一体性までをも強調したのである。林がこの点まで強調したのは言及はなかったが1932年9月に結ばれた「日満議定書」を意識したためと考えられる。さらに言えばこの論考は懸賞論文なので、評価されやす

いテーマとして「日満親善」という語を入れたのではないかとも考えられる。

しかし林のような発想は、単に懸賞論文のための評価されやすいテーマに特有のものではなかった。144号(1934年12月)で、前述の伊藤は以下のように述べている。

吾等は日満両国人共棲の土地に於て彼等を教育し時代と環境とに適応せしむると共に日満両国の特殊關係使命を知悉せしめ幸福健全にして有意義且値値ある彼等国民生活を為らしめんとするものである(50頁)。

伊藤のこの論考は懸賞論文ではないのだが、やはり「日満両国の特殊關係使命」を強調している。この点を強調したのは、従来の教育を批判するためだったと考えられる。

従来彼等の教育(中華民国の国民教育:引用者註)は三民主義党化教育に依る極端な抨外教育であつたが為めに公学校教育は国際的のみの立場から公平無私立派な社会人を養成すると云ふことに教育の理想が極限せられて彼等の国民教育と歩調を合はせることが出来なかつたのである。

中国主権下における従来の教育は「三民主義党化教育に依る極端な抨外教育」だったために満鉄公学堂教育をその教育に合わせることができず、「公平無私立派な社会人を養成する」という抽象的な目標を立てざるを得なかつたという。この点は前述の佐藤翼が抽象的に「自律的人格養成」としていたことと重なる。しかし、満洲国建国後はこの状況が変わったという。

満洲国の成立日満議定書の調印に依つて日満両国の提携は愈々堅く一心同体となつて邁進することとなり、満洲国人の理想は即ち日本人の理想にも合致するようになつたが為めに今日の公学校教育は大満洲帝国の国民としての国民教育をも施すことが出来る様になつた次第である(51頁)

伊藤は林と異なり「日満議定書」に言及している。そしてこれを根拠に日本と満洲国の一體性を強調し、そのため満鉄公学堂教育によって満洲国民としての国民教育を行えるようになったと考えたのである。この背後には満鉄公学堂こそが満洲国教育のリーダーとなるべきであるという論理があると考えられる。

では満洲国建国後の日本語教育の位置付けについて、満鉄公学堂教員はどう考えていたのだろうか。132号(1933年11月)で前述の伊藤徳市は日本語教育の利点を6点述べている。「商取引の範囲を拡張し得(17頁)」「日満商取引を円滑ならしむ」「事業経営者としても又

日本人雇用者としても有利である」「日本語そのものを職業としても生活の道を得らる」「其他日本人との交際に支障なからしむると共に日本研究の鍵として重大なる役目を達するのみならず、日本語を通じて世界の文献を或程度まで窺知し得るの便益を得るのである…勿論日本語は世界的では決してないが」「尙日本語を解する者は一般日本語を解せない者よりも就職が速かにして、又これが需要者の多いことも満洲事変以来殊に顯著である。」

第一に挙げたのが「商取引」であり、他の4点も職業との関係を強調したものであった。伊藤は満洲国の権力者は日本人であり、日本との取引が満洲の現地人にとって利益となる、と考えていたと思われる。しかし伊藤は日本語教育への批判をあらかじめ予想し、「從来我々の此の教育に対して或一部の人士は政治的意味ありとなし、体裁よき彼等の教化懷柔策なりと目せり、こは甚だ遺憾とするところである(18頁)」と主張している。第二に、「日本語を通じて世界の文献を或程度まで窺知し得る」点を挙げ、文明への窓口として日本語を位置づけようとしていたことが分かる。このように、日本語教育は現地の現地人を「日本人化」させることが直接の目的なのではなく、あくまで商取引の道具と位置づけていた。ただし、なぜ日本語が重視されるようになったのかという視点ではなく、満洲国建国と日本語教育の普及とが無批判的につながっている所に彼の特徴がある。

第三章 関東州公学堂教育の存在意義

第一節 満洲事変以前の関東州公学堂教育

以上満鉄公学堂の存在意義に対する教員の意識の変化を考察したが、では関東州側ではどうだったのだろうか。関東州は満洲国建国後も関東庁の管轄下にあり、満洲国の行政下になかった。また満鉄附属地と違い、中国主権に囲まれていたわけでもなかった。こうした違いが、関東州の公学堂教育にどのような影響を与えていたのだろうか。時期区分は1931年9月までと、翌年満洲国建国からの二つに分ける。『南溝教育』では満洲事変から満洲国建国までの過渡期の関東州公学堂教育について言及がなかったため、本稿では考察できない。

42号(1924年7月)で廣瀬慶次(大連伏見台公学堂)は「ダルトン案に対する公学堂教育の態度」を書いている。この論考ではダルトン案をいかに公学堂教育に取り入れるかについて論じている。その中で、パーカースト

の「児童を敬せよ」という言葉を引いて、廣瀬は「敬するところの源泉は立派な人間として、中華国民の次代の建設者であるといふ意味に於てでなければならぬ(21頁)」と主張した。この時期の関東州での公学堂教育は、あくまで「中華民国」の国民を養成しているという意識であったことが分かる。前述のように1924年4月に満鉄附属地教育権回収運動が起こっていたために、廣瀬はこのような視点で公学堂教育を位置づけたと考えられる。ただし廣瀬自身は直接教育権回収運動に言及しておらず、これは時期からの推察に過ぎない。

では小林が「最悲観的時代」と表現していた1920年代後半の関東州公学堂教育はどのような状況だったのだろうか。72号(1927年5月)で金田磐登(旅順公学堂)は以下のように述べた。

中国人教育と日本人教育とは異なるものであらうかどうか(略)円満なる人格を作ることを忘れて居たならばそは片端者の教育ではありますまいか。かく教育の理想を考へる私には公学堂児童の教育も小学校児童の教育も何等のそこに差別はないものであると信じます(56頁)

現地人教育も日本人教育も「円満なる人格を作る」という点では同じ理想にあると主張した。こうした発想は、前述の佐藤巽が「自律的人格養成」と書いていたように、抽象的な目標を立てることで、国民教育を行う主権がどこに帰属するかという問題を隠蔽しようとしていたと考えられる。この点は、1920年代後半の満鉄公学堂教育と共通する。

第二節 満洲国建国後の関東州公学堂教育

1920年代後半は関東州公学堂もまた中国側に配慮しようとしていたと考えられる。では満洲国建国は関東州の教育に何をもたらしたのだろうか。制度面から言えば、関東州の行政は日本の租借地として満洲国建国後も関東庁が管轄した。1934年12月に關東庁は改組され、駐満洲国日本大使館内の關東局下の關東州庁が關東州を管轄した。つまり關東州は満洲国に編入されなかつた。119号(1932年9月)では「座談会 今後の満洲教育をどうするか」という記録が掲載されている。これは丸山英一(大連第二中学校)の執筆となっているが、丸山は同校の校長だったので編集といった立場であったと考えられる。発言者の名前は匿名となっているため、どの教員が発言したのかは不明である。また、発言者は同校の教員であり、公学堂教員はいなかつと考えられるが、当時の状況を知る参考となるので考察する。まず日本語教育に関して、以下のような発言が

あった。

満洲国其のものは日本の属領でなく、又将来にあつても属領たるべからざる国家であるのだから、之に日本語を強ひるわけには、どうしてもゆくまい。ただ日満提携といふ立場から、満洲国側で日本語を奨励して居るのだから、日本人側からも又一層奨励して行くということが必要であると思はれる(62頁)

満洲国が独立国であると強調しつつも、「日満提携」を根拠に満洲国側での日本語教育を評価し、日本側もこれを後押しすべきであると主張している。また関東州公学堂教育に関して、以下のような意見があった。

これまでの方針の「日本を理解せる正常善良なる支人の育成」といふ成分には気に食はないね。もつと率直に、勤勉公正なる人間を作り、日本人と相提携する誠意ある支人を養成することを目的とするといった風にしてはどうか(67頁)

「日本を理解する」現地人の育成から、「日本人と相提携する」現地人の育成へとその目標が変化した。つまりそれまでの関東州公学堂教育は「親日的」な現地人を養成するだけで事足りたが、満洲国建国後は単に「親日的」のみならず、日本人の満洲国建設に積極的に参加する現地人を必要としたのであった。このように積極性を求めたところに、建国後の変化があったと言える。

124号(1933年2月)で満洲国建国後の関東州公学堂教員の論考が掲載された。辻繁雄(大連西崗子公学堂)は関東州公学堂で日本語教育を行うのは「言ふ迄もなく関東州は厳然たる日本の政治下に在り且つ日支両国民共同生活の社会なる為(40頁)」だからだと述べた。その目的は「両民族相協和してより良き社会を作り上げるに互ひに他の人情風俗習慣を知り、意志の疎通を計る必要上他の国語を研究し、自己及自國發展の為」と主張した。このように関東州が日本の統治下であることを強調し、「両民族相協和してより良き社会を作り上げる」ために現地人が「他の国語」である日本語を勉強すべきだとしている。満鉄公学堂と違い、「日満」ではなく「日支」と言う表現からも、関東州はあくまで満洲国とは別であるという意識であったことが分かる。また日本語を「他の国語」と表現していることから、外国語としての日本語ではなく、国語の一つとして日本語を見なしていたのである。とはいえ関東州と満洲国は無関係ではなかった。

今や満蒙の天地には既に王道を以て建国精神とする満洲国が輝かしくも建設せられ、日満両国の親

善は弥が上に向かし、満蒙文化の建設着々として其の緒に着くを見る。公学堂教育の重大性に鑑み、我々日本人の使命と責任亦重きを切に感ずる者である(43頁)。

満洲国の建国を称え、「満蒙文化の建設」を支える「公学堂教育の重大性」を強調する。そして公学堂教育は「我々日本人の使命と責任」であると捉え返したのであった。ここに、満洲国建国によって関東州公学堂を位置付け直したことが読み取れる。

結論

本稿では満洲の現地人に向き合っていた公学堂教員の言説を分析することで、現地人教育の目的がどのように変化したかを考察した。満鉄と関東庁に共通することとして、現地人を日本人化する教育を目的にしていたわけではなかったということである。その一方で、彼らは日本語教育を通して、日本の満洲政策に従う人材を育成しようとした点も共通する。

では、満鉄と関東州とではどのように意識が異なったのだろうか。1920年代後半における満鉄公学堂教員の公学堂教育に対する意識を分析した。その結果、公学堂は附属地内にあったが、附属地外を無視できず、むしろ附属地外の動きに敏感に反応していたことが分かった。こうした点から、事変前の満鉄公学堂教育は附属地外の教育に従っていたと言える。次に、満洲事変と満洲国建国後の意識の変化に関して、満鉄公学堂は附属地外の中華民国側の教育に準じる立場から、逆に指導する立場になるべきだ、と教員が意識するようになったことが分かった。また日本語の意義が復活することに期待する主張もあった。そして満洲国建国後の満鉄公学堂について、附属地外の主権が中華民国から満洲国になることで、満鉄公学堂教員の中には附属地外との親和性を主張する者が現れた。さらに満鉄公学堂こそが、満洲国の理念を体现し、附属地外の学校を指導する立場にある、と意識した。

次に関東州公学堂教育に関しては、以下のようにまとめることができる。満洲事変前は満鉄公学堂教員と同様に中国国民として現地人を教育しようと考えていたことが分かった。満洲国建国後は満鉄公学堂教員のように満洲事変を歓迎していたわけではなかったが、満洲国の建設を支える人材育成として公学堂教育を位置付け直したところに満洲国建国後の影響が見られた。

今後の課題として、第一に満洲国でのその後の現地人教育を分析することが挙げられる。1937年12月に満

洲国における日本の治外法権が撤廃され、満鉄附属地の行政権は満洲国に移管された。満鉄公学堂はこうした一連の改組によって満洲国に移管された。こうした変化が満鉄公学堂教員や関東州公学堂教員にどのような意識の変化を及ぼしたのか検討したい。第二に、現地人側からの視点を入れることである。本稿では関東州や満鉄附属地といった日本の権益内での現地人教育を分析したにすぎず、日本側の視点からの満洲における異民族教育のごく一部しか考察できなかった。

(指導教員 土方苑子教授)

註

- 1) 本稿では「満洲」という語は、日露戦後にロシアから移譲された権益のある地域を指す語として使用し、以下カッコを用いない。具体的には南満洲鉄道株式会社附属地と、関東州という非常に狭い地域に限定し、外務省領事館管轄の日本人が居住した中華民国領内は除外する。しかし、本来の意味は相當に広い概念であることを確認しておきたい。また、「満洲国建国」という語は満洲国を国家として認めない立場からは「建国」という言い方は批判されるべきであるが、本稿では歴史用語として用い、カッコを用いない。また「内地」も同様にカッコを用いない。
- 2) 外務省条約局法規課『昭和四十一年九月 関東州租借地と南満洲鉄道附属地 前編』(『外地法制誌』第六部) 2頁。
- 3) 塚瀬進『満洲の日本人』(吉川弘文館、2004)。
- 4) 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』(吉川弘文館、1998)。
- 5) 塚瀬2004、206頁。
- 6) 本稿では資料の引用で「中国人」「支那人」と引用する他は、「現地人」という名称を用いる。これは満洲にいた人々を「中国人」と一括りにすることで、日本人対中国人という二項対立の図式に陥ることを防ぐ為である。また公学堂には主に現地の漢族が通っていたが、満洲には漢族の他に満洲族、朝鮮族、蒙古族などが居住しており、こうした民族の子弟が公学堂に通っていた可能性は否定できない。そのため公学堂を漢族学校と言い切ることもできない。なお朝鮮族に対しては満鉄附属地内に朝鮮総督府の教育規程に準拠した普通学校が設立された。また独自の民族学校を設立していた。
- 7) 塚瀬1998、81頁。
- 8) 『南満教育』からの引用は号数と発行年月日、初出のページ数を表記する。ただし、現職教員が雑誌に執筆するという資料上の性質のため、教員個人の来歴を追跡することができないことが本稿の欠落の一つである。
- 9) 統治者側の資料を用いるため、公学堂に通った生徒やその保護者といった被統治者の視点をことごとく捨象してしまっていることが、本稿の大きな欠落である。
- 10) 高橋嶺泉『満鉄地方行政史』(満蒙事情調査会、1927.6)。なお引用箇所はページ数のみ記した。
- 11) 関東州の行政機構の変遷については、前掲『関東州租借地と南満洲鉄道附属地 前編』第二章第五節が詳しい。

- 12) 普通学堂は在来の書房(私塾)を関東庁の管理下に改組したものである。ただし経費は村に当たる「会」が担うことになっていた。改組した書房は、金州では蒙学堂、旅順では小学堂という名称であったが、1915年の普通学堂規則によって「普通学堂」という名称に統一された。
- 13) 満鉄附属地では1908年の関東都督府指令第91号で認可された附属地小学校規則に依っていた(南満洲鉄道株式会社地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』(上巻、1939)、388頁)。なお、本史料は1977年龍溪書舎発行を使用した)。
- 14) 満鉄は1923年以前は初等科4年、高等科3年の7年制であった。前掲『満鉄附属地経営沿革全史』(上巻、496頁)を参照のこと。関東州に関しては『関東庁施政二十年史』(上巻、1926、193頁)を参照のこと。
- 15) 『関東局施政三十年史(上)』(1936年)、197頁。なお、本史料は1974年原書房発行を使用した。
- 16) 満洲教育専門学校同窓会・陵南会『満洲忘じがたし』(1972)、46-52頁。
- 17) 教員数や生徒数の合計が合わない箇所があり、この統計は正確ではない。しかし、公学堂が設置された地域や教員数と在籍生徒数の概況を知る上で、この統計は有効であると考える。
- 18) 『関東都督府統計書』第一(1906年)から『関東庁統計書』第二十八(1933年)までを用いて作成した。なお本稿は『「満洲・満洲国」教育資料集成』第17巻(「満洲国」教育史研究会、エムティ出版、1993)の復刻資料を用いた。また所在地名の後のカッコは、同一所在地における公学堂数である。
- 19) 註19と同様の史料を用いた。
- 20) 前掲『関東州租借地と南満洲鉄道附属地 前編』によると、満洲各地に置かれた軍政署は20箇所に及ぶ(34頁)。そのうち公学堂が設置された場所は、蓋平・遼陽・安東・鳳凰城・大連・旅順・金州・瓦房店・奉天・開原・營口・鈴嶺の12箇所に及ぶ。公学堂の設置と軍との関係の実態が如何様であったかについては別稿に譲りたい。また櫻木は、満洲における軍と教育と宗教とが密接に関わっていたことを指摘している(櫻木瑞生「満洲教育史研究のフロンティア—いま満洲教育史研究が直面している問題—」『東アジア研究』第44号、大阪経済法科大学アジア研究所、2006)。
- 21) 櫻木によると、学堂数の増加は清末から民国初期の近代学校の増加と軌を一にしているという(櫻木瑞生「満洲における公学堂の位置付け—四平街公学堂を中心に」『同朋福祉』6号、2000)。つまり満鉄公学堂は、民国側の教育の流れに位置づけなければその性質は分からぬということである。
- 22) 満鉄では1931年4月の公学校規則改正で「公学堂」から「公学校」と名称を変更したが、本稿では煩雑をさけるため満鉄の公学校も公学堂と表記する。
- 23) 教育権回収運動については阿部洋「旧満州における日本の教育事業と教育権回収運動——一九二〇年代前半期を中心に」『日中教育文化交流と摩擦』(第一書房、1983)が詳しい。
- 24) 小林治郎「満人教育の回顧」『満鉄教育回顧三十年』(満鉄地方部学務課、1937、162頁)。
- 25) 同前、161頁。
- 26) 満鉄地方部学務課『満鉄教育沿革史』(1939)1658-1667頁。なお本稿は『「満洲・満洲国」教育資料集成』第16巻の復刻資料を用いた。

- 27) 満鉄公学堂の存在意義を公学堂廃止論から分析した研究として、拙稿「公学堂教育不要論争に見る公学堂の存在意義—『南満教育』の分析を通して」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』44号、2004)がある。
- 28) 前掲『満鉄教育沿革史』1621頁。
- 29) 同上、1621-1622頁。
- 30) 101号(1930年4月)で飯塚は「南行」という名で「吉浦氏の満洲教育上特に改善を要すべき点を読んで」を執筆している。
- 31) 山田豊「日本語教授問題ノ沿革特ニ公学校ニ於ケル日本語教授始期ニ関スル論争沿革」前掲『満鉄教育沿革史』960-968頁。
- 32) 同上、1588頁。
- 33) 同上1593頁。なお1931年の公学校教科課程及毎週教授時間表では中国語は1-4年で週450分、日本語は3、4年のみで週270分となった(1626頁)。ただし高級科では男子は中国語・日本語共に週360分であった。
- 34) 同上、1633-34頁。